

全員協議会次第

平成 28 年 3 月 3 日
全員協議会室 15 : 56 ~

1. 開 会 (15 : 56)
池上事務局長
2. 挨拶
菊地議長
3. 協議事項
(1) 意見書の調整について
4. 報告事項
(1) 議会広報広聴常任委員会
5. その他
6. 閉 会 (16 : 43)
岩城副議長

平成28年3月3日(木)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 鈴木淳
議員 小松伸介
議員 井田和宏
議員 吉村美津子
議員 内藤美佐子
議員 山口正史
議長 菊地浩二

議員 増田磨美
議員 細田三恵
議員 安澤豊
議員 本名洋
議員 細谷三男
議員 抜井尚男
副議長 岩城桂子

欠席議員

なし

説明者

都市計画課 鈴木喜久次

都市計画開発担当
建築主 井上忠相

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 池上義典

事務局書記 小林忠之

◎開会の宣告

○事務局長（池上義典君） それでは、定刻となりましたので、これより全員協議会を始めたいと思います。
(午後 3時56分)

◎開会の挨拶

○事務局長（池上義典君） 初めに、議長よりご挨拶お願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 皆さん、一般質問大変お疲れさまでした。今回も14名の議員の方が一般質問されたということで、それがきょう無事に終わったということで大変お疲れさまでした。

ちょっと感じたことなのですけれども、一般質問の中で特に一問一答というのは大変難しい部分もあります。ただ、それだけに深い議論もできるのかなというふうに思っております。うまくやっていただければどんどんうまく深い議論ができるのですが、若干通告書と外れるというところでも、そこら辺もうまくやっていただければなというふうに考えております。

それと、きょう特にあったのですが、通告をしていながら全く質問をしないということがあります。時間切れということなのですが、それは通告があれば担当課はやっぱりちゃんと調べてきて答弁書をつくっていますので、そういったこともあります。時間が無駄になってしまうということもありますので、配分をしっかりと考えながら一般質問していただきたいというふうに思います。今後またいろいろ、6月、9月と続きますので、ぜひいい一般質問していただいて町政反映していただければというふうに思っております。

一般質問でお疲れのところですが、全員協議会ということで意見書の調整ということでスムーズに進行したいと思っておりますので、皆さんのご協力をよろしく申し上げます。

以上です。

○事務局長（池上義典君） ありがとうございます。

それでは、協議事項、報告事項等につきましては、議長より進行のほどよろしくをお願いいたします。

◎意見書の調整について

○議長（菊地浩二君） それでは、直ちに協議事項に入りたいと思います。

意見書の調整についてということで、今回は5名の議員さんから意見書が提出をされております。順次その内容について調整を図っていきたいというふうに思います。

順番については、私のレターケースの中に入っていた順番としていきたいというふうに思いますので、まず最初に内藤議員から、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）について説明をお願いします。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。では、意見書の調整ということでお願いをしたいと思います。

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書ということで、ちょっと文章長くなったのですけれども、いろいろと書かせていただいております。本当に昨今家庭や地域における養育力の低下というのでしょうか、子育ての孤立化などもあると思うのですけれども、児童虐待の相談件数も三芳町でも大変ふえているということと、やはりいろんな事件が起きている、ここにもちょっと書かせていただきましたけれども、狭山市の3歳女児の死亡事件なども本当に大きなニュースとして報道されております。

本当に、そういうところをどうやったらとどめられるのか、防止できるのかというのを、昨年から政府のほうでは児童虐待防止対策プロジェクトというのを策定をしております、それが中身結構濃いのですけれども、その中でも特にやらなければいけないということを少し書き出させていただいております。もっともっと深いところもあるのですけれども、そこはやはり児童福祉法の改正ということで、その件についても文章の中に入れさせていただいておりますので、皆様方にもぜひ子供たちを生まれる前から、そして大人になるまで、この間ずっと守っていくという、虐待等で本当に悲しい思いをしないような、そんな体制というのをつくり上げていく、そのお手伝いをぜひしていただきたいと思います。

簡単ですけども、以上です。

○議長（菊地浩二君） それでは、ただいまの説明に対して何かございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

趣旨もわかりますし、本当に最近、親御さんと住んでいらっしゃる方はいいのですけれども、なかなかそうもいかないということで、虐待が進んでいるということで憂慮すべき事態だと思っています。一番最初のこの記の1ですね、そこでアウトリーチ支援を強化するためということで、「養育支援訪問事業や、ホームスタート事業を全ての自治体で実施できるようにすること」という記述があるのですが、これは実施できるようにするというを決めた後、これは当然各自治体の財源によってやるやらないという話になってしまうと、特に東京の23区なんて喜んでやると思うのですが、むしろ過疎地域では財源が確保できなくてこういう事業ができない、したがってこういう事業がないところには子育て世代が行かないというような話になって、格差が拡大するような気がしてしょうがないのです。ですから、自治体で実施できるということに関しては、やっぱり政府側で何らかの財源措置をとって自治体への援助をきちっと補助をするということが必要だと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。今でもやられているところってあるのですけれども、ネウボラって行って、本当に生まれる前からしっかりと体制整えているところもあるのですが、いかんせんホームスタートというのですか、家庭訪問型子育て支援って、それを行う訪問される方なのですが、しっかりとした教育を受けていなければならないというのもありまして、その教育に大変お金がかかるというのも聞かせていただいております。山口議員がおっしゃる、本当に懸念される場所だというふうにも思いますので、そこら辺は最後の文章のところに財政措置を講じることというような、そういうことも入れてもいいかなというふうにも思っております。

○議長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で内藤議員の意見書案については終了したいと思います。

続いて、増田議員、非婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書（案）について説明をお願いします。

○議員（増田磨美君） 増田です。

読んでいただければわかるとおり、寡婦というのは、結婚歴のあるひとり親家庭のことで、そして子供を

扶養している結婚歴のないひとり親家庭、これは今税法上、税法で決まっていますのですけれども、この同じひとり親でありながら控除がない状態で非常に大変な思いをしておられます。しかし、子供のこういう権利ということで考えていくと、親に結婚歴があってもなくても子供にとっては関係ないということで、皆同じように受けられるようにしたほうがいいのではないかとということです。

それで、今、上のほうにも書いてあるのですが、死別世帯ですとか離婚世帯の世帯の大体金額がこちらのほうに所得書いてあるのですが、未婚の世帯が160万と一番低い金額となっていて大変だということで、しっかりとこのところにも子供たちを助けるためにも、また貧困に陥らせないためにも控除というのをこちら税法上にしっかりと国のほうで取り入れてもらって、全ての自治体でこれが適用していくようにということの意見書です。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

意見書のとおりで、今寡婦の控除というのは非婚に関しては認められていないと。これは、多分古い法律そのまま、今の生活様式や生活の価値観等が変わってきた中での対応ができていないためだとは思われるのですが、子供にとっては離婚したのか、それともって関係ない話なので、やはり今子供の貧困がふえているということでもそれを防止すべきだと思うのですが、ちょっと気になるのは、これ共産党さんの考え方というか、ちょっとお伺いしたいのですが、こういう補助に関して全てを対象にするのっていかがなものかなというのはずっと前から私は思っていて、やはりそれなりの所得により、別に補助は必要ない家庭には補助必要ないので、そういったところはどういうふうを考えていらっしゃるのかな。この寡婦制度ってちょっと私も余り詳しく知らないのですが、所得制限とかというのはどうなっているのかなという、お伺いしたいのです。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

これの所得の制限がありまして、所得が500万円以下というふうに決まっています。そういった中で計算されていくわけですので、すごくいただいている人はこの寡婦の控除は受けないということでありまして。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） それでは、以上で増田議員の意見書案については終了したいと思います。

この後の順番を言っておけばよかったなと思いましたが、この後、岩城副議長、本名議員、小松議員の順で行きたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

それでは、続いて岩城副議長の地方公会計の整備促進に係る意見書（案）について説明をお願いします。

○副議長（岩城桂子君） 岩城でございます。説明をさせていただきます。

皆様もご存じかなと思っておりますけれども、今回この地方公会計、この整備促進に関しましては、国のほうからの通知がありまして、平成27年から29年度までの一応3カ年の間で作成をするということでございます。実際に今本町でもほとんどの自治体に関しましては官庁会計という形で現金主義会計、また単式簿記

という形となっております。東京都とか、また多摩市、また習志野市とか、そういうところでは公会計といえますか、企業会計に属する複式簿記、発生主義会計という、こういう部分で進めておりました。今までの中、この3年間の中で国のほうではこの整備促進をするということでもありますので、実際にそこにはやはり財政、財源というのも非常に大事になってくると思います、当町のほうでも。そういう部分では記のところに3項目書かせていただきましたけれども、適切な財政措置を図るということ、それから専門家を派遣していく、やっぱり公認会計士等の専門家を派遣をするという、それから職員向けの研修、またもしかしたら議員向けの研修というのもしっかりと充実をさせるという3項目を入れさせていただきましたので、ぜひ皆様からのまたご協力いただければと思っております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ただいまの説明に対して何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） なしということでよろしいですか。では、以上で終了したいと思います。

続きまして、本名議員の「ブラックバイト」から学生を守るための取り組みを求める意見書（案）について説明をお願いします。

○議員（本名 洋君） 本名です。

最近よくテレビでも報道されておりますけれども、ブラック企業、いわゆるそういう言われ方しておりますけれども、若者を使い潰すような、そういう働き方、それが近年社会問題化しております。そういう若者の働かせ方、それは学生バイトにも広がっている状況でありまして、なぜそのようになったかという、最近の非正規労働の拡大で学生アルバイトにまで、本来だったら補助的な仕事でかつてはあったと思うのですけれども、学生アルバイトまで重い任務を背負わされたり、あるいは近年の経済状況を反映いたしまして、親御さんからの仕送りが減っているというような状況もあると思います。それがために奨学金に頼らざるを得ない、そういう学生も多いと思うのですけれども、その奨学金も必ず返済しなければならないし、そういうような状況の中で学生が、本来であれば学業に専念する、そういう環境にあることが望ましいわけでありまして、学生の未経験に対してつけ込まれるような部分もあると思います。ということで、ブラックバイトの規制、それから学生への周知啓発、そして奨学金制度の充実など、そのような取り組みを求める、そのような内容の意見書であります。よろしく願いいたします。

○議長（菊地浩二君） それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ブラックバイトって、何かバイトがブラックみたいな感じがして、言葉にすごい抵抗があるのですが、本来はブラックバイト、バイトの学生に対する補助とか救済ももちろん必要だと思うのですが、そういった企業に対してどうするのか、どう規制していくのかという意見書だったら私はすごいわかるのです。ただ、そっちは何となく認めながら救いましょうというのはちょっと筋違いのような気がするのですけれども。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

企業に対してここでは具体的なその規制の方法とか、そこまでは触れていないのですけれども、それはこ

ここでは、この意見書ではそこまで踏み込まないということですが、山口議員のその質問の趣旨として私がどこまで答えればいいのか、よくわからないのですけれども。

○議長（菊地浩二君） 要するに、この意見書ではそこまで踏み込まないという意見書でよろしい、調整はしないということでもいいのですか、本名議員。

○議員（本名 洋君） この項目については、この案では労働関係法令に基づき調査、監督、指導の強化を図ることということで、これは国にそのように求めるということです。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） もう一点疑問があるのですが、これの1、2、3とあって3番です。給付制奨学金、これを設置するとブラックバイトがなくなるというふうにとれるのですけれども、そういうことは私は全くないと思うのです。給付制の奨学金って私も賛成ですが、これ別の問題ですよ。つまり社会人になったときに負債を持った形で就職するというのが問題だと思っているのです。ですから、これがブラックバイトとどう結びつくのか。つまり給付制にしたらブラックバイトがなくなるのか、バイトしなくてよくなるのかというふうにも読めてしまうのですが、そこはいかがなのでしょう。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

題名、意見書の題ではブラックバイトから学生を守るための取り組みを求める意見書というふうに、ブラックバイトの規制を求めるという、そのような題名でありますけれども、奨学金を充実されれば学生がバイトに規制、規制というか、バイトのほうに力を注ぐようなこともなくなると思うので、そのような趣旨で、確かに奨学金制度の充実ということはブラックバイトの学生を守るというのと若干別なテーマではあるかなと、山口議員のおっしゃることもわかるのですけれども、学生をどういうふうにするかという趣旨で、一応その題としてはブラックバイトから学生を守るというふうにさせていただきました。これブラックバイトだけ規制すれば学生がバイトで苦しむようなことはなくなるというわけではないので、奨学金も入れさせていただきました。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で終了したいと思います。

続きまして、小松議員の軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書（案）について説明をお願いします。

○議員（小松伸介君） 小松です。

私のほうからは、軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書ということで、12月議会には軽減税率の導入を求める意見書という形でやらせていただきまして、その際もこういった点に関してご指摘をいただいたわけなのですけれども、今回国のほうでも平成27年度の補正予算を活用してこういった中小企業、小規模事業者等に対してさまざまな支援を行うということが盛り込まれておりますけれども、それを具体化して、この記の下3つを円滑な導入に向けて事業者支援の強化を行っていただきたいということで今回提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） なしでよろしいですか。では、以上で終了したいと思います。

以上で協議事項1の意見書の調整についてを終了したいと思います。

提出締め切りはあすの朝9時までとなっておりますので、時間におくれないようお願いしたいと思います。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、報告事項（1）議会広報広聴常任委員会からの報告をお願いします。
委員長。

○議員（山口正史君） 山口です。報告、簡単に済ませたいと思います。

きょう開催要領のほうを配付させていただきました。前回とちょっと違っているのは、2ページごらんいただいて、報告内容についてということで、本来第5次総合計画に関しては、議案ではあるのですが、やはりこれに関しては町としても、また住民にとっても重要な事項だということで、あえてこの計画に関しては別に記載させていただきました。

したがって、各班のほうこの第5次総合計画、これの説明者を前回と違ってアサインしていただいているということで、あとここは時間が限られていますので、多分5分程度しかとれないだろうというふうに思っております。この辺に関してどういう内容で説明するかということに関しては、資料作成の安澤議員と抜井議員とちょっと調整しながら、どういう内容に資料作成するかということをやっと詰めていって、できるだけ短い時間内におさまるような形にしたいと思っております。

以上が報告です。

○議長（菊地浩二君） ただいまの報告事項に対しまして質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、よろしいでしょうか。

あとポスターなのですけれども、ポスター張るのは定例会が終わってから、定例会ポスターを剥がしに行って張り直すというような形でよろしいでしょうか。なので、定例会終了前までに印刷のほうをお願いします。それと、今回は張り直しというがあるので、スムーズに張り直しをしていただきたいというふうに思います。

それでは、以上報告事項も終了したいと思います。

その他なのですが、暫時休憩します。

（午後 4時18分）

○議長（菊地浩二君） では、再開いたします。

（午後 4時19分）

◎その他

○議長（菊地浩二君） では、その他であります。都市計画課より報告、説明があるということですので、説明を求めたいと思います。

都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 改めまして、よろしく願いいたします。

本日は議会開催期間のお忙しい時期に報告の時間を設けていただきありがとうございます。都市計画課鈴木と開発建築担当主幹の井上でございます。どうかよろしく願いいたします。

本日は、先日鈴木議員さんの一般質問でもございましたみどり共生産業ゾーンの進捗状況についてご報告をさせていただきます。

それでは、着座の上説明させていただきます。

お手元に資料をお配りしてあると思いますが、都市計画法第34条第12号に基づく区域の指定とは、簡単に言えば、用途を流通業務施設に限り開発が可能な区域を指定したということでございます。資料の表紙に区域の指定に係る経緯が書かれておりますので、順を追って説明いたします。区域の指定に向け、平成27年1月より埼玉県と協議を始め、土地利用に関する計画書の素案を作成、昨年8月11日に開催した都市計画審議会におきまして、この内容について説明をいたしました。その際委員から、開発手法、交通量や企業誘致及び公共施設への設備投資、沿道緑化への対応策に関するご意見、ご質問をいただいております。8月18日には住民説明会を行い、開発許可制度や公共施設への設備投資に関するご質問、三芳パーキングエリアのスマートインターチェンジのフル化のお問い合わせをいただいております。区域指定についての直接影響しますご質問、ご要望がなかったため、ご理解が得られていると判断をいたしました。

その後埼玉県と調整を行い、12月3日の埼玉県開発審査会幹事会、同じく12月24日の埼玉県開発審査会に報告を終え、町長決裁後、1月29日に区域指定の告示をいたしました。告示をしたことにより、町条例第3条第1項第1号に基づき、指定した区域1.4ヘクタールでは流通業務施設の開発が可能となります。指定しました区域の位置につきましては、お配りしました資料、表紙をめくって1番、2番、3番をごらんになっていただければおわかりになると思いますが、三芳パーキングエリアの北側の山林でございます。なお、ここはみどり共生産業ゾーンとして位置づけられているため、緑地を整備する部分につきましては、緑地基準として三芳町道幹線3号線沿道緑化指針や、三芳町開発行為指導要綱及び都市計画法第33条の技術基準に適合し、かつ埼玉県条例ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の緑化基準も遵守した計画となるように指導をしていきます。

当該指定区域に立地する企業に対しましては、三芳町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、施行規則、運用方針、審査基準に基づき周辺への影響が生じないよう十分な対応を求め、良好な周辺環境の維持に努めていきます。

また、区域指定のお知らせとして、ホームページには2月1日に公表し、「広報みよし」には3月号で掲載しております。なお、土地利用に関する計画書などは運用方針に基づき整備するもので、告示後、都市計画課やホームページで閲覧できるように備えておりますので、機会がありましたらぜひごらんになってください。

都市計画よりの報告は以上でございます。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの報告に対しまして何か質問ありますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 繰り返しで申しわけないのですけれども、この12号指定区域というこの山林は、そうすると保全として残していけるというふうに捉えていいのかどうか。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

保全として残していくかどうかにつきましては、結局私どもでつくったのは、開発ができる区域にしたということでございますので、地権者の方が保全しようと思えば保全をするという形にはなっております。しかしながら、みどり共生産業ゾーンの中で開発できる部分は開発していくという町の方針がございますので、私どもとしては開発ができる区域として指定をいたしました。

以上でございます。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほど県の緑を残す、保全のための条例ありますよね。それに基づいたものというふうにお話があったので、それで私はそう思っているのですけれども、あの条例は、緑のトンネルのところもそうですけれども、そういった保全地域にしていくというような流れでなっていますよね。この場所もそういった扱いなのかと受けとめているのですけれども。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

埼玉県条例、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例につきましては、開発する場合の緑化基準ということであります。例えば、この面積の開発を行う場合にはこのぐらいの緑地を残さないとか、壁面緑化でありますとか、そういったものの指針となっております。ですので、緑を保全していこうという条例ではあるのですけれども、開発をした場合にはこの程度の緑地が必要だという基準の条例でございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これで終わりにしますけれども、今言ったように、県の条例から基づいて来ているので、私は保全が第一の目的であるというふうな、そういった県の条例だというふうに思っているのですが、これが第一の目的でいいのかどうか、もう一度。

○議長（菊地浩二君） 再度、では答弁を、都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

埼玉の緑を守り育てる条例というのは確かに保全の条例ではございますけれども、何回も繰り返しになってしまいます、開発を行った場合にはこれだけの緑地を残していきましょう、みどり共生産業ゾーンとうたっておりますので、開発をしながらも緑地は残していくといった概念で考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

この地域に企業進出の話があったのはもう随分前というか、1年ぐらい前ではなかったかなというふう

思うのですけれども、それでも埼玉県や各機関との協議というのが結構長くかかっているなというのが印象なのです。この件について一般質問させていただいて、こんなにかかるものなのですかという質問させていただいたときに、やっぱり1年ぐらいはかかるのだというようなお話があったと思うのですが、1月から7月というこの7カ月の間という、どんな協議がされてきたのか、これが本当に適正な期間だったのかというのをもう一度お答えいただけますでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

議員さんおっしゃいますとおり、1月から7月、結構長い期間であったなと思います。ただし、三芳町としてはこの34条の12号の区域指定というのは初めて行ったもので、真っさらな中から、審査基準から何からつくり上げていく必要がございました。その中で他市町村とお話を伺ったり、あるいは県と協議をしたりして計画を立てていく間の準備期間としてこの半年間ほどかかってしまったということでご理解いただければと思います。

○議長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。都市計画法第34条12号のこの用地指定が初めての経験というか、都市計画課で行っていただいたということなのですが、今後この地域、やはり企業誘致等を進めていく中で、また同じようなこともあるのかなというふうにも思います。そんな中で、1度経験をされたということで、もう少しスピードアップできるのではないかというふうに、今回はこれでいいとして、今後の見通しですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

今後につきまして、34条12号で全て開発を進めていくかどうかまだ未定ではございますけれども、1度このようなノウハウがありますので、あとフォーマットの入れかえ等で済むようであれば、もっと時間は短縮はできるとしております。

以上でございます。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷三男君） こういう質問をして適切かどうかはちょっとあれなのですが、かぎ括弧の部分もう少し、どうせ指定するのにももう少し形よく関越まですばっと行ったらなおスムーズな形かなと思っているのです。これ地権者というか、そういう方の意向でこういう、何というのかな。だから、現地を見ると本当にほとんど山林のような感じなので、これも入ったほうが何か形はいいような感じするけれども、やっぱりこれは何かいろいろ、策があったの、これ。お答えが難しいようであれば結構ですが、よろしく願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりだと思いますが、このかぎの下の部分はもう土地利用がされてしまっているために、何も無いように見えますけれども、携帯のアンテナが鉄塔が建っている部分ではございます。

50メートルほどの高さがあるそうです。元来、当該予定地の形状が道路に対し斜角で設定されているため、整形な土地ではないとは思われます。しかしながら、不整形ではありますが、幹線3号線に約60メートル接していることから、開発されたとしても物流施設としての機能を損なうことなく有効に土地利用ができると判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷三男君） ありがとうございます。ということは、流通業務施設というのは、俗に言う特別積み合わせ貨物みたいな、そういうこととはまた違うのですか。都市計画の中に特別積み合わせ貨物の要綱がありますよね。それとは別ということですか。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課主幹。

○都市計画課開発建築担当主幹（井上忠相君） 特別積み合わせ貨物も可能ではありますが、特別積み合わせ貨物に関しては開発許可は不要ですので、わざわざこの区域に業者が手を挙げるということは少ないです。それ以外の物流効率化法に基づく事業をされている業者とか、あとはただ単に貸し倉庫となるともう今ニーズが少ないので、本当の物流倉庫という形での企業であるならばこの区域で開発許可を取っていただいて事業を行っていただくという形となります。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

今回こういった手法で開発許可を得ていくということが一つ方法としてあると思うのですが、今後、今は、これでやると物流業務施設以外は無理だということになりますけれども、今後企業誘致を考えていく場合にほかの手法とかも考えられるのか、その辺のことについて、考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

みどり共生産業ゾーンの中なのですが、町道幹線3号線沿いの土地権利者に今現在意向調査をかけているところでございます。ただし、その回答を今まとめているところでございますけれども、ちょっとばらついた意見が目立っている感じがしまして、実は本来であれば地区計画をかけるなり、ちょっと時間はかかっても区画整理などを行って都市計画的な整備をしていくのが最も最良ではあると思われませんが、もう少し地権者の動向を確認してからでないと、またこういった34条12号をかけていくのかどうか、検討する必要はございます。

以上でございます。

○議長（菊地浩二君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

やはり地権者の意向というのは大切だと思っておりますが、今回住民説明会もやって、この方たちの意向はどうだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

大方開発に関しての反対の意見というのはございませんでした。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちなみに、ここの建蔽率と容積率は幾つになっているのか、お願いします。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

全域については60%の200%です。建蔽率60の容積率200です。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） もう一つ、緑化に関してなのですが、基準でいくと大きな木は別に必要なくて、小さな腰ぐらいまでの木でも緑化に該当していくわけですが、やっぱり共生ゾーンという限りは、これはお願いという話でしかないと思うのですが、できるだけ高い木、2メートル以上ぐらいの木で緑化を進めていくようにぜひご指導いただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

本当に議員さんおっしゃるとおりで、普通の緑化になってしまうと、壁面緑化であるとか、駐車場の緑化であるとか、そういった緑化になってしまうとこのゾーンにはふさわしくないなということは三芳町の中にあります緑化推進協議会の中でも話しておられました。基本的には沿道緑化といいまして、ある程度の高さの木を沿道沿いに植樹していこうではないかということと、あともしも山林を開発する場合は、今現存している木をそのままなるべく残せるのであれば残していきましようといった形で指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

ご説明ありがとうございました。今この場所をご報告いただいたわけなのですけれども、先ほど今後というお話もあったのですけれども、今具体的にどこかほかのところで行っているところってあるのですか、こういう話が。

○議長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

今のところはこの区域だけでございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で報告を終了したいと思います。

暫時休憩します。

(午後 4時36分)

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

(午後 4時36分)

○議長（菊地浩二君） それでは、続いて議会事務局より説明をお願いします。

○事務局長（池上義典君） それでは、政務活動費の関係の書類提出についてということでお配りしてございます。

ちょっと訂正お願いしたいのですが、まことに申しわけないです。真ん中辺に提出期日というのがあるのですが、「4月28日（金）」となっておりますが、木曜日という、まことに申しわけございません。

それで、その活動費の収支報告書を様式4号、それと政務活動報告書5号、書いてございますが、4月28日までに提出願いたいと思います。日付につきましては、4月付で願いたいということです。

それと、申請になりますが、これは4月1日付で申請書をお願いいたします。それと、請求書と一緒にしていると思うのですが、請求書につきましては、空欄で一応願いたいと思います。

申請につきましては、4月4日月曜日までということをお願いしたいと思います。それで、4月中に政務活動費を各議員宛てに振り込むという形になりますので、よろしく願いたいと思います。

それと、もう一件、マイナンバー、個人番号の利用目的通知、この提供依頼についてというのが行っているかと思えます。こちら来年度から個人番号制になりますので、報酬の関係で源泉されますので、源泉徴収票作成事務に当たりましてこちらの個人番号が必要となってまいります。その個人番号の各議員さん個人宛てに通知が来ているかと思えます、個人番号。そちらの写しをこちらに添付して一緒に出していただきたいということになります。それを事務局のほうにこちらの個人番号報告書と一緒に提出願いたいと思います。それを3月末までにお願ひできればと思います。

以上です。

○議長（菊地浩二君） では、まず政務活動費について何か質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、政務活動費の報告は4月28日ですので、その後5月になってから議会運営委員会のほうで審査、審査というか、チェックしていただいて、その後公開するという手順になりますので、議運の委員長よろしく願ひします。

では、その後マイナンバーについての何かご意見、ご質問、ご意見というか、ご意見はないのですけれども、質問ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、3月末ということですので、ご協力をよろしく願ひしたいと思います。

では、続いて、その前に皆さんのほうから何かありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、私のほうから、次回の予定なのですが、3月中の定例の議運は今のところ考えてはいません、特に15日は卒業式ですので。ただ、執行部のほうから、今照会かけているのですが、

3月、年度内中にどうしても報告したいということがあれば、定例会終了後にちょっと時間をつくって皆さんにお集まりをいただきたいというふうにも思っております。ただ、あるかどうかはまだ未定というところで、もしかしたらということでご承知おきをいただきたいというふうに思います。

それと、4月では定例の全員協議会を実施しますので、そのときに両一部事務組合のほうから予算等について、あといろいろ計画等もあろうかと思っておりますので、特に消防はこの前移転でしたっけ、みずほ台の、それが報告する必要があるとすれば、三芳町の議会の中で情報を共有したいというふうに思っておりますので、4月の定例会で一部事務組合のほうからの報告をそれぞれお願いしたいと思っております。報告に関しては随時これからやっていくので、皆さん順番でやっていただくような形がいいかなというふうに思います。それは5人の中で決めていただければと思います。

では、以上でその他を終了したいと思います。では、事務局お願いします。

◎閉会の宣告

○事務局長（池上義典君） それでは、大変お疲れさまでした。

閉会を副議長よりお願いいたします。

○副議長（岩城桂子君） お疲れさまでございました。本日の全員協議会、一般質問の終了後ということでお集まりいただきまして、意見書の調整、今回は5件出ておりますので、皆様からの調整と、またそれぞれあすの9時までということですのでよろしくお願いを申し上げます。

それから、議会広報広聴常任委員長からのご報告もありましたふれあい座談会の部分では、また皆様からどうかよろしく申し上げます。

いよいよあすからは予算、また第5次総合計画の特別委員会が開催されますので、どうぞしっかりとまた慎重審議をいただければと思っております。

本日は大変にお疲れさまでした。ありがとうございました。

（午後 4時43分）